



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示	
○ 民有保安林の指定（森林緑地課）	1
○ 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課）	1
○ 都市計画事業の変更の認可（道路街路課）	2
公 告	
○ 特定調達契約に係る落札者の決定（工業技術センター）	2
○ 開発行為に関する工事の完了・15件（南部土木事務所）	2
訓 令	
○ 沖縄県普通財産貸付規程の一部を改正する訓令（管財課）	6
教育委員会事項	
○ 平成26年度沖縄県立特別支援学校の幼稚部及び沖縄県立沖縄高等特別支援学校の入学定員について	7
正 誤	
○ 平成25年11月 1 日付け公報定期第4198号中訂正	8

告 示

沖縄県告示第579号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林を指定する。

平成25年11月 8 日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 保安林の所在場所 島尻郡座間味村字阿佐阿佐53、字阿佐落水113
 - 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所に
おいて縦覧に供する。）

沖縄県告示第580号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、竹富加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成25年11月 8 日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第581号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成23年沖縄県告示第558号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年11月 8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 豊見城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・1号饒波川線及び3・4・2号谷口線
- 3 事業施行期間 平成23年11月25日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成23年沖縄県告示第558号の事業地のうち豊見城市字高安前原地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業地の変更

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成25年11月 8日

沖縄県工業技術センター所長 比 嘉 眞 嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 非接触三次元測定器（COMET-L3D-8M）一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県工業技術センター うるま市字州崎12番2
- 3 落札者を決定した日 平成25年10月18日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社猪原商会沖縄営業所 沖縄県那覇市久米1丁目7番10号
- 5 落札金額 27,510,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成25年9月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年11月 8日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年3月19日 沖縄県指令南土第375号、平成25年5月9日 沖縄県指令南土第660号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字豊見城494番14、494番16、494番17、495番2、500番、500番7及び500番8
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市宮城四丁目18番24号フリエール浦添宮城902号 大森さち子、那覇市首里末吉町3丁目101番地19 中村美紀
- 5 検査済証番号 平成25年9月18日 N第420号
- 6 工事完了年月日 平成25年7月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年11月8日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年9月7日 沖縄県指令南土第1158号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字津嘉山783番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山1789番地の1 エステート知念206 翁長朝常、南風原町字津嘉山1789番地の1 エステート知念206 翁長久美子
- 5 検査済証番号 平成25年9月20日 N第421号
- 6 工事完了年月日 平成25年9月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年11月8日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年6月13日 沖縄県指令南土第852号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波1056番6ほか6筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字糸満1892番地の1 ラフォーレK306号 井上正昭
- 5 検査済証番号 平成25年9月20日 N第422号
- 6 工事完了年月日 平成25年9月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年11月8日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年11月16日 沖縄県指令南土第1489号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字屋宜原225番7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字屋宜原267番地の1 比嘉信勝
- 5 検査済証番号 平成25年9月24日 N第423号
- 6 工事完了年月日 平成25年9月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年11月8日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年6月3日 沖縄県指令南土第741号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長797番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字阿波根1139番地の1 コーポ白川B-202 安谷屋清子
- 5 検査済証番号 平成25年9月25日 N第424号
- 6 工事完了年月日 平成25年9月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年11月8日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年1月21日 沖縄県指令南土第53号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根157番2及び403番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市小禄5丁目13番地16メゾンU201号室 横田龍也
- 5 検査済証番号 平成25年9月26日 N第425号
- 6 工事完了年月日 平成25年9月11日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年11月 8日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年11月10日 沖縄県指令南土第1187号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波川の尾原1079番5ほか5筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字上田58番地2 グレートキャッスル301号室 東江昭人
- 5 検査済証番号 平成25年9月26日 N第426号
- 6 工事完了年月日 平成25年9月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年11月 8日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年3月29日 沖縄県指令南土第493号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字潮平西原782番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都北区王子本町1丁目28番5号フォレストヒルズ201号 金城馨
- 5 検査済証番号 平成25年10月1日 N第427号
- 6 工事完了年月日 平成25年9月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年11月 8日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年7月2日 沖縄県指令南土第866号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字田頭118番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字田頭118番地 比嘉靖
- 5 検査済証番号 平成25年10月1日 N第428号
- 6 工事完了年月日 平成25年9月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年11月 8日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年8月9日 沖縄県指令南土第1074号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字外間下後原199番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字真地321番地11コーポ i 201 知念哲

- 5 検査済証番号 平成25年10月2日 N第429号
- 6 工事完了年月日 平成25年9月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年11月8日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年4月25日 沖縄県指令南土第617号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字大里635番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字国吉840番地 山元朝滋
- 5 検査済証番号 平成25年10月3日 N第430号
- 6 工事完了年月日 平成25年9月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年11月8日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年1月29日 沖縄県指令南土第78号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長東前田原306番2、306番3及び306番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字平良188番地56豊見城団地県改良住宅H-401号 赤嶺郁江
- 5 検査済証番号 平成25年10月10日 N第431号
- 6 工事完了年月日 平成25年9月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年11月8日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年2月18日 沖縄県指令南土第184号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長東前田原306番7及び306番9
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字平良144番地3 ハーモニーヒルズ301 大城理奈
- 5 検査済証番号 平成25年10月10日 N第432号
- 6 工事完了年月日 平成25年9月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年11月8日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年2月20日 沖縄県指令南土第206号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字神里神里原9番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市長田2丁目15番12号垣花方 金城安次
- 5 検査済証番号 平成25年10月10日 N第433号
- 6 工事完了年月日 平成25年9月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した

ので、検査済証を交付した。

平成25年11月8日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年6月13日 沖縄県指令南土第799号、平成25年8月29日 沖縄県指令南土第1112号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字饒波1141番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市久茂地3丁目29番50号久茂地マンション202号室 共立創研株式会社 代表取締役 阿賀嶺哲
- 5 検査済証番号 平成25年10月16日 N第434号
- 6 工事完了年月日 平成25年10月8日

訓 令

沖縄県訓令第77号

知 事 部 局

沖縄県普通財産貸付規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年11月8日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県普通財産貸付規程の一部を改正する訓令

沖縄県普通財産貸付規程（昭和53年沖縄県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号を次のように改める。

(2) 農地の基準貸付料年額

ア 農地法（昭和27年法律第229号）第52条の規定により、貸付けしている農地が所在する地域を管轄する農業委員会が情報提供する農地の賃借料の平均額に比準して算定した額をもって、基準貸付料年額とする。

イ 貸付けしている農地が所在する地域の農地の賃借料について農業委員会による情報提供がなされていない場合には、農業委員会により情報提供されている近隣農地の賃借料の平均額に比準して算定した額をもって基準貸付料年額とする。

ウ ア又はイで算定した基準貸付料年額が、国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）に基づき算出した当該農地に係る前年度市町村交付金の額（以下「算定交付金額」という。）を下回る場合は、当該算定交付金額を基準貸付料年額とすることができる。

第9条第2項中「のち」を「後」に、「知事」を「総務部長」に改める。

第15条の見出し中「譲渡」の次に「又は譲受」を加え、同条第1項中「建物」の次に「（以下「借地上の建物」という。）」を加え、同条第2項ただし書中「場合には」の次に「、第17条に規定する承諾料を徴収することを条件として当該借地権の譲渡を承認するものとし」を加え、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、貸付料年額については、第5条の規定により算出した額に改定するものとする。

第21条を第22条とする。

第20条中「借地人」を「賃借人」に、「第16条又は第19条第1項若しくは第2項の承諾料の支払い」を「第15条第2項若しくは第3項又は第18条第2項に規定する条件」に、「規定により」を「規定による」に、「なさしめる」を「させる」に改め、同条に次の1項を加える。

2 競落人等が第16条第1項各号に掲げる条件に同意しない場合には、当該競落人等に対し借地借家法第20条第1項の規定による承諾に代わる許可の裁判の申立てをさせるものとする。

第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条を第19条とする。

第17条第2項中「貸付料を」を「貸付料年額について第5条の規定により算出した額に」に、「第19条」を「第20条」に改め、同条を第18条とする。

第16条の見出し中「借地権譲渡」を「借地権の譲渡又は譲受」に改め、同条中「借地権の譲渡を」を「第

15条第2項に規定する借地権の譲渡又は前条第1項に規定する借地権の譲受を」に改め、同条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

第16条 借地上の建物を競売又は公売により取得した第三者（以下「競落人等」という。）から借地権の譲受の承認の申請があった場合は、次に掲げる条件を付して借地権の譲受を承認することができるものとする。

- (1) 次条に規定する承諾料を支払うこと。
 - (2) 当該貸付地に係る貸付料年額について、第5条の規定により算出した額に改定すること。
 - (3) 当該貸付地に係る未納の貸付料及び延納利息がある場合は、全額を納付すること。
- 2 前項の承認に伴い競落人等と賃貸借契約を締結する場合の貸付期間は、借地上の建物を取得した日の翌日から30年とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成25年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の沖縄県普通財産貸付規程の規定は、この訓令の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

教育委員会事項

沖縄県教育委員会告示第10号

平成26年度沖縄県立特別支援学校の幼稚部及び沖縄県立沖縄高等特別支援学校の入学定員を次のように定める。

平成25年11月8日

沖縄県教育委員会

委員長 新垣 和歌子

1 沖縄県立特別支援学校の幼稚部

(1) 設置学級数

学校名	一般
	学級数
沖縄盲学校	1
沖縄ろう学校	3
名護特別支援学校	1
美咲特別支援学校	2
島尻特別支援学校	2
西崎特別支援学校	2
宮古特別支援学校	1
八重山特別支援学校	1
計	13

- (2) 定員 1学級につき5人を標準とする。ただし、校長が必要があると認めるときは、この限りでない。

2 沖縄県立沖縄高等特別支援学校

本校又は分教室の別	一般	
	学級数	定員
本校	5	45人
中部農林高等学校分教室	1	10人
陽明高等学校分教室	1	10人
南風原高等学校分教室	1	10人
計	8	75人

正 誤

平成25年11月 1日付け公報定期第4198号登載の「県道の供用の開始（沖縄県告示第574号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
4	上から30	平成25年11月14日	平成25年11月 1日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号
---	---